

## 第 18 章 財務会計総論

### 1. 企業会計とディスクロージャー

#### 1.1 ディスクロージャー制度

経営者と投資家の間には情報の非対称性 (Information Asymmetry) があるので、規則や規範としての企業会計制度がディスクロージャー制度の一環として存在する。そしてディスクロージャー制度は、一般に証券取引法を中心とする法律及び規則等によって定められている。

#### 1.2 証券取引法におけるディスクロージャー制度

##### 発行市場における開示制度

**有価証券届出書**：発行または売価額が 5 億円以上の有価証券の募集、売出を行う際に、大蔵大臣に届出する書類。

**目論見書**：有価証券届出書の内容を説明したもので、投資家に直接に交付

##### 流通市場における開示制度

**有価証券報告書**：証券取引所に上場または店頭市場に登録している有価証券の発行会社が、毎年大蔵大臣に提出する書類。

#### 1.3 財務諸表の体系

##### 年度決算に係わる財務諸表

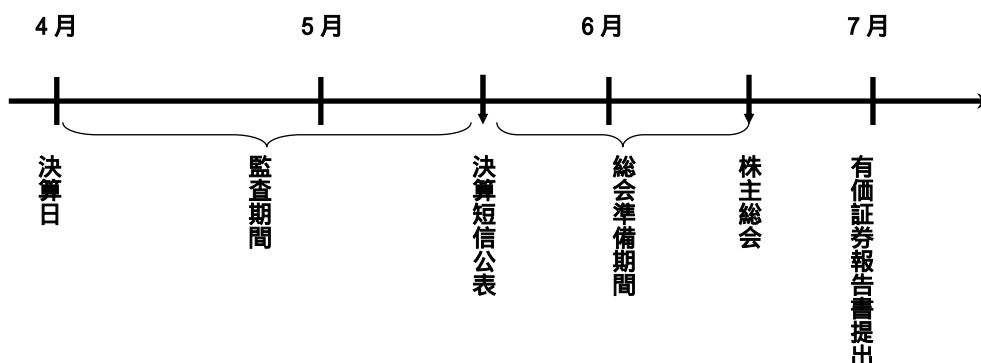
財務諸表等規則	連結財務諸表規則
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貸借対照表</li> <li>● 損益計算書</li> <li>● キャッシュ・フロー計算書</li> <li>● 利益処分 (損失処理) 計算書</li> <li>● 付属明細表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 連結貸借対照表</li> <li>● 連結損益計算書</li> <li>● 連結キャッシュ・フロー計算書</li> <li>● 連結剰余金計算書</li> <li>● 連結付属明細表</li> </ul>

#### 1.4 決算短信

証券取引法や商法により開示が制度化されているものではないが、証券取引所の要請により、1974 年から「決算短信」によって迅速に決算発表が行われている。

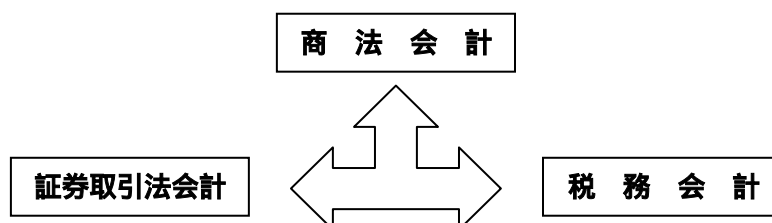
##### 決算短信の特徴

- 情報開示の迅速性 (決算短信は最も早い決算情報である。)
- 次期の業績予想 (当期の実績値と共に次期の業績予想も公表される。)



## 2. 制度会計

わが国では、商法を中心とする商法会計と、証券取引法を中心とする証券取引法会計と、法人税を中心とする税務会計がある。

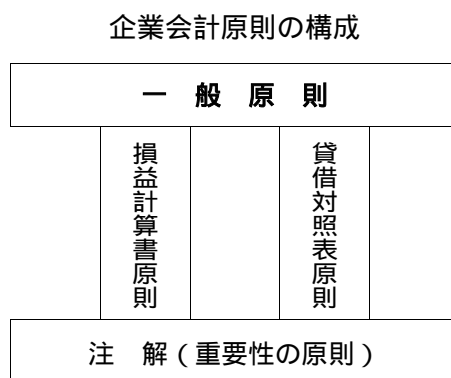


### 証券取引法会計と商法会計の特質

	証券取引法会計	商法会計
制度の目的	投資家の保護	債権者の保護
規制の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>5億円以上の有価証券の募集または売出を行った会社</li> <li>証券取引所に株式を上場している会社</li> <li>店頭売買の登録銘柄株式の発行会社</li> </ul>	商人全般（株式会社ならすべての株式会社）
会計処理基準	企業会計原則	商法施行規則
開示基準	財務諸表等規則	
財務諸表の体系	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸借対照表</li> <li>損益計算書</li> <li>キャッシュ・フロー計算書</li> <li>利益処分（損失処理）計算書</li> <li>付属明細表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸借対照表</li> <li>損益計算書</li> <li>利益の処分（損失の処理）に関する議案</li> <li>付属明細書</li> </ul>
会計監査	対象となる会社のすべてについて公認会計士または監査法人による監査が行われる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての株式会社について監査役の監査が行われる。</li> <li>資本金5億円以上または負債合計200億円以上の株式会社については、監査役による監査のほか公認会計士または監査法人による監査が行われる。</li> </ul>

### 3. 企業会計原則

企業会計原則は、一般原則、損益計算書原則、貸借対照表原則から構成されており、一般原則は損益計算書原則と貸借対照表原則の双方に共通する基本原則として位置づけられている。一般原則は7つの原則から構成されており、その他に**重要性の原則**が注解に規定されている。



### 4. 一般原則

一般原則は、**真実性の原則**を最高規範とし、以下 **正規の簿記の原則**、**資本と利益の区別の原則**、**明瞭性の原則**、**継続性の原則**、**保守主義の原則**、**単一性の原則**の七原則から成り立っている。

#### 4.1 真実性の原則

企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。(一般原則1)

- 真実性の原則における真実とは、相対的真実を意味する。
- その理由としては、今日の財務諸表が、**記録された事実**、**会計上の慣習**と**個人的判断**の総合的表現であるので、相対的な真実とならざるを得ないからである。

#### 4.2 正規の簿記の原則

企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成しなければならない。(一般原則2)

- 正規の簿記の原則は、**正確な会計帳簿の作成**と**それに基づく財務諸表の作成**を要請している。
- 正確な会計帳簿とは、**網羅性**、**検証性**、**秩序性**の3つの要件を満たす会計帳簿をい

う。

#### 4.3 資本と利益の区別の原則

資本取引と損益取引とを明確に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。(一般原則3)

- 資本と利益の区別の原則は、**資本取引から生じた資本剰余金と、損益取引から生じた利益剰余金**とを区別することにより、**資本と利益との峻別**を要請している。
- 資本は、本来、企業利益を獲得するために株主から拠出されたものであり**維持拘束**されなければならない、一方、利益は資本運用の成果として生み出された**果実**であり**処分可能**である。

#### 4.4 明瞭性の原則

企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し、必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(一般原則4)

- 明瞭性の原則は、企業の経営成績及び財政状態に関して適切な判断ができるように、必要な会計情報を財務諸表を通じて、**適正に開示すること、そして明瞭に表示することを要請**している。
- 明瞭性には、形式的明瞭性と実質的明瞭性とがある。

- |           |   |  |
|-----------|---|--|
| 形式に関する明瞭性 | { | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 様式</li> <li>• 区分表示</li> <li>• 科目の明瞭な区分</li> <li>• 科目配列 (B/S における流動性配列法)</li> <li>• 総額主義の表示</li> </ul> |
| 内容に関する明瞭性 | { | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 注記 (重要な会計方針や重要な後発事象などを記載)</li> <li>• 財務諸表付属明細表 (有価証券、借入金などの明細表)</li> </ul>                            |

#### 4.5 継続性の原則

企業会計は、その処理の原則及び手続きを每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。(一般原則5)

- 継続性の原則は、1つの会計事実について複数の会計処理方法が認められている場

合に、企業がいったん採用した処理方法を毎期継続して適用することを要請している。また表示方法についても同様である。

- その目的は、企業の損益の**期間比較を可能にすること**と、**利益操作の排除**にある。

#### 4.6 保守主義の原則

企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。(一般原則6)

- 保守主義の原則は、収益は出来るだけ**確実なもの**だけを計上し、費用や損失は予想のものも含めて全てもらさずに計上することによって、利益を出来るだけ控えめに計算することを要請している。

#### 4.7 単一性の原則

株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために**事実の真実な表示**をゆがめてはならない。(一般原則7)

- 単一性の原則は、**実質一元・形式多元**を要請している。実質一元・形式多元とは、種々の目的別に財務諸表の表示形式が異なることはかまわないが、財務諸表の作成の基礎となる会計記録は**単一である**ということの意味している。

#### 4.8 重要性の原則 (注解1)

重要性の原則では、重要なものには、**厳密な会計処理**や**明瞭な表示**を行うことを積極的に要請するとともに、重要性の乏しい項目については、**簡便な会計処理**や**表示**を行うことを容認している。

- 重要性の判断基準には、**科目の重要性**(質的側面からの判断)と、**金額の重要性**(量的側面からの判断)とがある。

## [問題 18-1]

1. 証券取引法上の企業内容開示制度について **誤っているものを** 1つ選びなさい。
  - A 発行価額または売出価額が5億円以上の種類の有価証券の募集または売出しを新たに行う会社は、有価証券届出書を提出しなければならない。
  - B 証券取引所に上場されている有価証券の発行会社は、有価証券報告書を提出しなければならない。
  - C 資本金が5億円以上の会社は、証券取引所に上場されている有価証券の発行会社でなくても、すべて、有価証券報告書を提出しなければならない。
  - D 店頭市場での有価証券の発行会社は、有価証券報告書を提出しなければならない。
  
2. 「決算短信」について述べた次の文章のうち、正しいものを1つ選びなさい。
  - A 決算短信は、商法において作成することが義務づけられている。
  - B 決算短信は、証券取引法において作成することが義務づけられている。
  - C 決算短信は、商法、証券取引法の両方において作成することが義務づけられている。
  - D 決算短信は、証券取引所の要請により上場会社が慣習的に作成しているものである。
  
3. 有価証券報告書から **入手できない情報** を下から1つ選びなさい。
  - A 経営者の財務分析指標による経営判断
  - B 提出会社の保証会社等の情報
  - C 配当政策
  - D 従業員・役員の状況
  
4. 連結財務諸表に **該当しないもの** を下から1つ選びなさい。
  - A 連結キャッシュ・フロー計算書
  - B 連結剰余金計算書
  - C 連結営業報告書
  - D 連結附属明細表
  
5. 財務諸表上の会計情報について **誤っているものを** 1つ選びなさい。
  - A 財務諸表上の会計情報は、複数の代替的な会計処理方法からの選択の結果の一つにすぎない。
  - B 多量の取引・事象を簡潔かつ客観的に表現している。

- C 企業の経営活動を 100%反映したものである。
- D 財務諸表は数量的な表現であるので、定量的な側面のデータは把握できるが、定性的な側面を把握するのは困難である。

[問題 18-2]

次の文章の ( ) 内に入る適当な語句を、下記より選び記入しなさい。なお同じ語句を何度用いてもよい。

1. わが国の会計制度は会計情報の開示という観点から 2 つの開示制度が存在する。ひとつは商法上の開示制度であり、もうひとつは ( ) の開示制度である。この 2 つの制度は、会計事項に関する限り、昭和 49 年の商法特例法の制定により、実質的に ( ) されたと一般にいわれている。

しかし、会計事項のみならずそれ以外の財務事項をも考慮するとそれぞれ固有の情報が折り込まれている。その両者の差は、立法趣旨に主たる原因がある。商法上の開示制度は、( ) 保護を主目的としており、一方、( ) の開示制度は、( ) 保護を主目的としている。

2. 商法は、債権者保護または取引の安全性、かつ、証券市場の活性化の要請等により、平成 14 年 3 月に ( ) を制定し、財務諸表の作成基準を明らかにした。

証券取引法は、一定の条件のもとに財務諸表の開示を義務づけており、財務諸表の作成等に関しては ( ) に準拠して作成されること、開示項目や様式については ( ) に準拠してなされることを規制している。

3. 商法上及び証券取引法上に基づく開示制度ではないが、( ) と呼ばれるわが国固有の開示情報がある。これは証券取引所の要請や報道機関に発表する慣習などにより昭和 49 年からスタートしたものである。これは、決算発表の迅速化を背景として、( ) が注目する 1 つの情報となっている。

一元化	配当支払	法人税法上	証券取引法上	債権者
決算短信	財務安全性	投資家	財務諸表等規則	商法施行規則
配当可能利益	企業会計基準			

## [問題 18-3]

1. 継続性の原則について正しいものを1つ選びなさい。
  - A 継続性の原則は、会計処理方法の継続適用を要求する原則であり、表示方法の継続適用は要求していない。
  - B 継続性の原則は、財務諸表の期間比較可能性の確保及び利益操作の排除を目的とする原則である。
  - C 正当な理由によって会計方針を変更した場合には、その旨を財務諸表に注記する必要はない。
  - D 継続性の原則は、いかなる場合も、会計処理の原則および手続を変更してはならないことを要求する原則である。
  
2. 保守主義の原則の適用とは**いえないもの**を1つ選びなさい。
  - A 棚卸資産の評価に低価基準を適用すること。
  - B 将来の予想される損失に対して引当金を設定すること。
  - C 通常の商品販売において、掛販売額を売上として計上しないこと。
  - D 繰延資産について、償還期限内に每期均等額以上の償却を行うこと。
  
3. 会計方針の変更が「変更年度の年度利益」に与える影響を説明した以下の記述のうち、**誤っているもの**を1つ選びなさい。
  - A 割賦販売の収益の計上について、当期に販売した分から、販売基準から回収基準に変更した場合、その変更により年度利益を減少させる。ただし、前期以前の販売分は考慮しない。
  - B 工事収益の認識基準を工事完成基準から工事進行基準へ変更した場合、年度利益が減少することもある。
  - C 既存設備の減価償却方法を定率法から定額法に変更した場合、必ず年度利益が増加する。
  - D 棚卸資産の評価基準を原価法から低価法へ変更した場合は、必ず年度利益が減少する。

## [問題 18-4]

1. 継続性の原則の主たる目的として正しいものを1つ選びなさい。
  - A 収益と費用との対応表示を適切に行うことである。



- B 同業他社の財務諸表との比較可能性を高めることである。
- C 会計期間の異なる財務諸表の比較可能性を高めることである。
- D 財務諸表の利用者に対して、企業の状況に関する判断を誤らせないような財務情報を提供することにある。

2. 以下の後発事象のうち、「重要な後発事象」に**該当しないもの**を1つ選びなさい。

- A 会社の合併
- B 営業の譲渡又は譲受
- C 火災、出水等による重大な損失の発生
- D 主要な取引先の倒産

3. 会計方法の変更が「変更年度の年度利益」に与える影響を説明した以下の文章のうち**誤っているもの**を1つ選びなさい。

- A 工事収益の計上基準を工事進行基準から工事完成基準へ変更しても、その変更が年度利益を増加させることもある。
- B 金銭債権残高に対する貸倒引当金の設定率を2%から3%に引き上げても、年度利益は必ずしも減少するとは限らない。
- C 棚卸資産の評価方法を先入先出法から後入先出法に変更したとき、その期の仕入価格の動向いかんによって、年度利益が増加する場合もあれば、減少する場合もある。
- D 棚卸資産の評価基準を原価法から低価法へ変更しても、年度利益は必ずしも減少するとは限らない。